１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（８６４））

２．日　時：平成３０年４月１２日　１８時０５分～２０時３５分

３．場　所：原子力規制庁　８階Ａ会議室

４．出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

小林主任安全審査官、沼田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、穂藤安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他１１名）

５．要旨

（１）日本原子力発電から、３月２７日、２８日及び２９日に提出のあった『東海第二発電所　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「１．１　緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」、「１．５　最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「１．８　原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」及び「１．１４　電源の確保に関する手順等」について説明があった。

（２）原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。

（３）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

なし